

由良川水系・二級水系河川整備計画検討委員会要綱 (案)

(目的)

第1条 由良川水系・二級水系の河川整備計画の策定にあたり、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2の規定により、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くため、及び河川整備計画に掲げる事項の進捗点検を行うため、由良川水系・二級水系河川整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、学識経験を有する者、その他適当と認められる者~~10~~9名以内とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第~~4~~3条 委員会は、委員の互選により選出された委員長が進行する。

2 委員会は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第~~5~~4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年3月14日から施行する。（第6条一部改正）
- 3 この要綱は、平成24年11月16日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

由良川水系・二級水系河川整備計画検討委員会要綱

(目的)

第1条 由良川水系・二級水系の河川整備計画の策定にあたり、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2の規定により、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くため、由良川水系・二級水系河川整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、学識経験を有する者、その他適当と認められる者9名以内とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営)

第3条 委員会は、委員の互選により選出された委員長が進行する。

2 委員会は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年11月3日から施行する。

2 この要綱は、平成22年3月14日から施行する。（第6条一部改正）

3 この要綱は、平成24年11月16日から施行する。

由良川水系・二級水系河川整備計画検討委員会要綱

(目的)

第1条 由良川水系・二級水系の河川整備計画の策定にあたり、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2の規定により、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くため、及び河川整備計画に掲げる事項の進捗点検を行うため、由良川水系・二級水系河川整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、学識経験を有する者、その他適当と認められる者10名以内とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 委員会は、委員の互選により選出された委員長が進行する。

2 委員会は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年3月14日から施行する。（第6条一部改正）
- 3 この要綱は、平成24年11月16日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年 月 日から施行する。